（令和5年10月更新）

支援拡充　年齢設定と支援金額が拡充されました！

U29夫婦支援事業

越前市では
若い世代の新婚世帯を対象に、
結婚生活のスタートアップのための
支援金を交付します。

支援金額

夫婦どちらか又は夫婦共に

29歳以下 ≫ 1世帯当たり**30万円**

25歳以下 ≫ 1世帯当たり**40万円**

交付対象者

以下のすべてを満たす世帯が対象となります。

① 婚姻日が令和5年3月1日～令和6年3月31日までであること

② 婚姻日における申請者及び配偶者の年齢が39歳以下、かつ双方またはいずれかの年齢が29歳以下であること

③ 申請時に、申請者及び配偶者の住所地が越前市となっていること

④ 申請者と配偶者の所得の合計が500万円未満であること※

※奨学金を返済している場合は、所得から年間返済額を控除

⑤ 過去に本事業に基づく支援金の交付を受けたことがないこと

申請方法

・指定の申請書に必要書類を添付し、市役所こども家庭課まで提出してください。
・申請書の様式や必要書類は越前市ホームページからご確認ください。

申請受付期間

令和6年3月31日まで

問い合わせ先

越前市役所１階　こども家庭課　７番窓口
電話　0778-22-3006（平日8:30～17:15）
メール　jidou@city.echizen.lg.jp

越前市ホームページ

○支援金交付対象者早見表○

申請者と配偶者
双方の年齢が39歳以下である

いいえ → 対象外

↓ はい

申請者と配偶者の
少なくとも一方の年齢が29歳以下である

いいえ → 対象外

↓ はい

申請者と配偶者双方の住所地が越前市である

いいえ → 対象外

↓ はい

申請者と配偶者の
合計所得額が500万円未満である
※前年もしくは本年の1月1日時点の所得

いいえ → 対象外

↓ はい

過去に本事業の支援金の交付を
受けたことがない

いいえ → 対象外

↓ はい

申請できます

下記問い合わせ先へご申請ください。
※審査の結果、交付できない場合もあります。

越前市の新婚世帯への支援金は他にも！

【結婚新生活支援事業】

・住宅を取得する場合
・住宅をリフォームする場合
・賃貸住宅で同居する場合　など

住宅の支援を受けられる可能性があります。

支援の概要や申請に関する問い合わせは
越前市役所　4階　建築住宅課　まで
電話:0778-22-3074

問い合わせ先
越前市役所１階　こども家庭課　７番窓口
電話　0778-22-3006
（平日8:30～17:15）
メール　jidou@city.echizen.lg.jp